



島根県報

平成19年10月19日 (金)
第 1,924 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則 (農業経営課) 1

告 示

介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定 (高齢者福祉課) 2

平成19年度定期種畜検査に合格した種畜 (農畜産振興課) 3

平成19年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜 (") 5

保安林の指定施業要件の変更 (5件) (森林整備課) 5

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (") 7

漁業災害補償法の規定に基づく同意 (水産課) 8

漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正 (") 8

公 告

家畜人工授精に関する講習会の開催 (農畜産振興課) 9

平成19年度島根県狩猟免許試験の実施 (森林整備課) 10

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 12

公安告示

施設警備業務2級検定及び1級検定の実施 (警察本部) 12

公布された条例等のあらまし

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則 (規則第87号)

1 規則の概要

(1) 入学願書の様式の整理 (様式第1号関係)

(2) 引用する条項の整理

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

規 則

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第87号

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農業大学校学則 (昭和57年島根県規則第52号) の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「第56条」を「第90条」に改める。

様式第1号中

| | | | | | |
|-------|---|---------|----|----|---|
| 現住所 | 県 | 市郡 | 町村 | 番地 | |
| 連絡先 | 県 | 市郡 | 町村 | 番地 | を |
| 保護者氏名 | | 自宅の電話番号 | | | |

| | | | | | |
|-----------------------------|-----|----|----|----|------|
| 現住所 | 県 | 市郡 | 町村 | 番地 | |
| | (電話 | - | - |) | |
| 連絡先 (現住所と異なる場合のみ記入すること。) | 県 | 市郡 | 町村 | 番地 | |
| | (電話 | - | - |) | に改め、 |

同様式注を次のように改める。

注 写真欄には、出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをはり付けてください。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第7条第2号の改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

告 示

島根県告示第835号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号の規定に基づき、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定したので、同法第115条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

| 開設者の名称 | 施設の名称 | 施設の所在地 | 指定年月日 |
|----------|-------|-------------|-------------|
| 医療法人 祐和会 | 原田医院 | 松江市津田町313番地 | 平成19年10月11日 |

島根県告示第836号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条の規定に基づく平成19年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 種畜証明書番号 | 名 前 (登録・登記番号) | 品 種 | 検査成績 |
|-----------------------|---------------------------|------------|------|
| 平19 島根県 1 第 1 号 | 秀山六 (日馬繁32S00011) | 馬 日本輓系種 | 級外 |
| 平19 島根県 1 第 2 号 | 隠岐桜 (日馬繁32S00006) | " 日本輓系種 | 級外 |
| 平19 島根県 1 第 3 号 | 若桜2 - 8 (日馬繁32S00010) | " 日本輓系種 | 級外 |
| 平19 島根県 1 第 4 号 | 長春 (日馬繁32S000008) | " 日本輓系種 | 級外 |
| 平19 島根県 1 第 5 号 | 長橋 (日馬補血217320012) | " 日本輓系種 | 級外 |
| 平19 島根県 1 第 6 号 | 忠羽六 (日馬補血217320011) | " 日本輓系種 | 級外 |
| 平19 島根県 1 第 7 号 | 平文勝 (全和黑原4139) | 牛 黒毛和種 | 1 級 |
| 平19 島根県 1 第 8 号 | 千宝 (全和黑原4427) | " 黒毛和種 | 1 級 |
| 平19 島根県 1 第 9 号 | 第 3 幸武 (全和黑原4426) | " 黒毛和種 | 1 級 |
| 平19 島根県 1 第10号 | 福娘 (全和黑原4786) | " 黒毛和種 | 1 級 |
| 平19 島根県 1 第11号 | 照茂平 (全和05子島黒1051401) | " 黒毛和種 | 2 級 |
| 平19 島根県 1 第12号 | 桜一博 (全和06子受卵島黒3060181) | " 黒毛和種 | 2 級 |
| 平19 島根県 1 第13号 | 徳重波 (全和黑高2011) | " 黒毛和種 | 特級 |
| 平19 島根県 1 第14号 | 正北国 (全和黑原3965) | " 黒毛和種 | 2 級 |

| | | | |
|---------------------|---------------------------|-----------|----|
| 平19 島根県1 第15号 | 糸重福 (全和黑原4140) | " 黒毛和種 | 1級 |
| 平19 島根県1 第16号 | 花福平 (全和黑13601) | " 黒毛和種 | 2級 |
| 平19 島根県1 第17号 | 砂乃器 (全和黑原4445) | " 黒毛和種 | 2級 |
| 平19 島根県1 第18号 | 八岐大蛇 (全和黑14030) | " 黒毛和種 | 2級 |
| 平19 島根県1 第19号 | 菊勝5 (全和05子受卵島黒3050149) | " 黒毛和種 | 2級 |
| 平19 島根県1 第20号 | 鶴福桜 (全和06子島黒1061995) | " 黒毛和種 | 2級 |
| 平19 島根県1 第21号 | 瀬之谷 (全和06子島黒1062428) | " 黒毛和種 | 2級 |
| 平19 島根県1 第22号 | 温泉華 (全和黑原4284) | " 黒毛和種 | 2級 |
| 平19 島根県1 第23号 | 平金勝 (全和黑原3772) | " 黒毛和種 | 2級 |
| 平19 島根県1 第24号 | 佐比壳 (全和黑原4286) | " 黒毛和種 | 2級 |
| 平19 島根県1 第25号 | 国米1509 (全和03子受卵島黒7129) | " 黒毛和種 | 2級 |
| 平19 島根県1 第26号 | 院道1527 (全和03子受卵島黒7140) | " 黒毛和種 | 2級 |
| 平19 島根県1 第27号 | 茂城14 (全和黑原4448) | " 黒毛和種 | 2級 |
| 平19 島根県1 第28号 | 茂中桜 (全和黑原3550) | " 黒毛和種 | 1級 |
| 平19 島根県1 第29号 | M221 | 豚 雑種 | 級外 |
| 平19 島根県1 第30号 | M922 | " 雑種 | 級外 |
| 平19 島根県1 第31号 | N436 | " 雑種 | 級外 |

| | | | |
|----------------------|----------------------------|-----------|-----|
| 平19 島根県 1 第32号 | N437 | " 雑種 | 級外 |
| 平19 島根県 1 第33号 | 第 7 英桜 (全和05子島黒1052611) | 牛 黒毛和種 | 2 級 |
| 平19 島根県 1 第34号 | 碇 (全和06子受卵島黒3060056) | " 黒毛和種 | 2 級 |
| 平19 島根県 1 第35号 | 花舞 (全和06子島黒1060817) | " 黒毛和種 | 2 級 |
| 平19 島根県 1 第36号 | 重花 7 (全和06子島黒1060893) | " 黒毛和種 | 2 級 |
| 平19 島根県 1 第37号 | 棕櫚勝 (全和06子島黒1061585) | " 黒毛和種 | 2 級 |
| 平19 島根県 1 第38号 | 福茂 (全和06子島黒1061044) | " 黒毛和種 | 2 級 |
| 平19 島根県 1 第39号 | 千代花国 (全和06子受卵島黒3060125) | " 黒毛和種 | 2 級 |

島根県告示第837号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づく平成19年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 種畜証明書番号 | 名 前 (登録・登記番号) | 品 種 | 検査成績 |
|----------------------|------------------|-----------|------|
| 平19 島根県臨 第 1 号 | 浜花 (黒原4875) | 牛 黒毛和種 | 1 級 |
| 平19 島根県臨 第 2 号 | 花糸安 (黒原4876) | " 黒毛和種 | 1 級 |

島根県告示第838号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市掛合町波多2274 - 6、2392 - 1、飯石郡飯南町八神1432、1445、1579 - 6、1580

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第839号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和47年11月15日農林省告示第2208号(1に係るものに限る。)、平成9年2月4日農林水産省告示第196号(1に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第840号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年1月10日農林水産省告示第21号(1に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第841号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成3年8月5日農林水産省告示第996号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第842号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町田野原836 - 1 から836 - 6 まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第843号

平成19年島根県告示第762号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | 不分明である通知の相手方 | |
|---|--------------|------------------------|
| | 保安林の権利者 | 住 所 |
| 浜田市金城町上来原801 - 1、801 - 3、817 - 17、817 - 19、830 - 15、830 - 17 | 木原 稔香 | 浜田市金城町上来原201 - 1 |
| 浜田市金城町追原2252 - 1、2254 - 1、2258 - 1、2258 - 2、2259 - 1、2260、2262 - 1 | 松本 裕喜 | 江津市桜江町八戸1355 |
| 浜田市金城町追原2268、2269、2276、2276内1、2276 - 2、2277、2277 - 1、2279、2280、2316、2322 - 1、2322 - 2、2323、2326、2326内2、2326内4、2326 - 10、2336、2336 - 3 | 佐々川 厚 | 大阪市此花区島屋町2 - 4 - 18守孝荘 |
| 浜田市金城町追原2325 | 岡山 健勝 | 山口県岩国市飯田町2丁目5 - 18号 |
| 浜田市金城町追原2326内2、2326 - 10 | 岡山 松平 | 山口県熊毛郡田布施町波野178 - 2 |
| 浜田市金城町追原2265、2265 - 1、2268、2269、2276、2276内1、2276 - 2、2277、2277 - 1、2279、2280、2316、2322 - 1、2322 - 2、2323、2326内4、2336、2336 - 3 | 佐藤 一子 | 大阪府寝屋川市春日町13 - 20 |

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第844号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 加入区の名 称

五箇・都万加入区

2 加入区 の 区 域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分の欄の5に掲げる漁業の区分

島根県告示第845号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成19年10月19日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成19年10月19日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成19年10月18日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表2の項漁業の区分の欄の2から5までを次のように改める。

2 削除

3 1に掲げる漁業以外の漁業で松江市島根町野井、野波及び多古(通称多古)の者が営む漁業

4 削除

5 削除

公 告

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催場所

(1) 学科及び試験

大田市波根町970-1 島根県立農業大学校

(2) 実習

大田市波根町970-1 島根県立農業大学校

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

雲南市木次町下熊谷470 島根県畜産技術センター(育種部門)

2 開催期間

平成20年1月28日(月)から同年2月29日(金)まで

3 受講者の定員

20名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

畜産の概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、関係法規、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理、種付けの理論、人工授精

(2) 実習

家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、人工授精

6 受講資格

家畜人工授精に関する学識、技術を習得し得る能力を有する者で免許取得後、家畜人工授精の業務に従事する者

7 受講願書の提出期限

平成19年12月19日(水)

8 受講の手續

講習を受けようとする者は、受講願書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

18,500円に相当する島根県収入証紙を受講願書の所定の欄にはり付けること。

ただし、免除科目のある者は、当該科目に関する受講手数料を免除される。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地島根県農林水産部農畜産振興課食料安全推進室(0852-22

- 5138) 又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第1項の規定に基づき、平成19年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定に基づき公告する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

| 科目 | 検査事項 |
|------|-------------------------|
| 視力 | 視力及び視野の検査 |
| 聴力 | 聴力の検査 |
| 運動能力 | 歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査 |

(2) 知識試験

| 科目 | 時間 |
|---------------------|-----|
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 | 90分 |
| 鳥獣の保護管理 | |
| 猟具に関する知識 | |
| 鳥獣に関する知識 | |

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

| 免許の種類 | 試験事項 |
|---------|---|
| 網猟免許 | 1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |
| わな猟免許 | 1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。 |
| 第1種銃猟免許 | 1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 |

| | |
|-----------|--|
| | 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いなくて装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |
| 第 2 種銃猟免許 | 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いなくて装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |

4 開催日時、場所等

| 月 日 | 時 間 | 所在地及び会場名 | 対 象 区 域 |
|-----------|----------|---------------------------|---------|
| 11月21日(水) | 午前 9 時 ~ | 松江市東津田町1741 - 1 松江合同庁舎 | 県内全域 |
| 11月28日(水) | 午前 9 時 ~ | 浜田市片庭町254 浜田合同庁舎 | 県内全域 |

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真(申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの) 1 枚及び返信用封筒(受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記したもの)を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第 6 号)第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

| | | |
|----------------------|-----------------|--------|
| 1 法第49条各号のいずれかに該当する者 | (1) 網猟免許又はわな猟免許 | 3,000円 |
| | (2) (1)以外の免許 | 4,000円 |
| 2 1以外の者 | (1) 網猟免許又はわな猟免許 | 4,000円 |
| | (2) (1)以外の免許 | 5,300円 |

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690 - 8501 松江市殿町 1 番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室(電話0852 - 22 - 5160)

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフにすること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市島田町字浜田455番5

面積 500.00平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市島田町388番地

岩崎 晴美

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第113号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成19年10月19日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

| 種 別 、 級 | 実 施 日 時 | 定 員 |
|------------|----------------------------------|-----|
| 施設警備業務 2 級 | 平成20年 1 月30日（水）午前 9 時から午後 5 時まで | 30人 |
| 施設警備業務 1 級 | 平成20年 2 月 6 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで | 30人 |

2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

| 種 別 、 級 | 科 目 |
|------------|--|
| 施設警備業務 2 級 | 警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 警備業務対象施設における保安に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |
| 施設警備業務 1 級 | 警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 警備業務対象施設における保安に関すること。 施設警備業務の管理に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |

(2) 実技試験の科目

| 種 別 、 級 | 科 目 |
|------------|---|
| 施設警備業務 2 級 | 警備業務対象施設における保安に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |
| 施設警備業務 1 級 | 警備業務対象施設における保安に関すること。 施設警備業務の管理に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |

4 受検資格

(1) 施設警備業務 2 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

(2) 施設警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（以下「2 級検定」という。）（施設警備業務に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成19年12月10日（月）から同月21日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時まで
ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（規則別記様式第 1 号）1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

オ 施設警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 (2)アに該当する者にあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各 1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4 (2)アに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各 1 通を警備業務従事証明書に代えて提出する。

カ 施設警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 (2)イに該当する者にあつては、1 級検定受検資格認定書の写し 1 通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 その他

- (1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。
- (2) 検定当日は、午前8時30分から同8時50分までを受付時間とする。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課（電話0852 - 26 - 0110内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。